第214回　名護市議会定例会議案

（　追加議案　）

令和6年3月18日提出

名護市

目　　録

議案　第　24　号　名護市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案　第　25　号　議決事項の一部変更について（名護市新設廃棄物処理施設建設工事請負契約について）

議案　第　26　号　令和5年度名護市一般会計補正予算（第9号）

議案　第　27　号　令和5年度名護市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）

議案　第　28　号　令和5年度名護市介護保険特別会計補正予算（第3号）

議案　第　29　号　令和5年度名護市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

議案　第　30　号　令和5年度名護市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）

議案第２４号

名護市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

名護市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、議会の議決を求めます。

令和６年３月１８日提出

名護市長　渡具知　武豊

提案理由

上下水道事業部局職員の寒冷地手当、地域手当及び単身赴任手当並びに上下水道事業部局会計年度任用職員の勤勉手当について定めるため、当該条例を改正したいので、本案を提出します。

名護市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

名護市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和47年条例第41号）の一部を次のように改正する。

第２条第３項中「住居手当」の次に「、寒冷地手当、地域手当」を、「通勤手当」の次に「、単身赴任手当」を加える。

第４条の２の次に次の２条を加える。

（寒冷地手当）

第４条の３　寒冷地手当は、毎年11月から翌年３月までの各月の初日において国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）別表に掲げる地域に在勤する職員に支給する。

（地域手当）

第４条の４　地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して管理者が定める地域に在勤する職員に支給する。

第５条の次に次の１条を加える。

（単身赴任手当）

第５条の２　単身赴任手当は、事業所等を異にする異動に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の管理者が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）と別居することとなった職員で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後に在勤する事業所等に通勤することが通勤距離等を考慮して管理者が定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員に支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する事業所等に通勤することが、通勤距離等を考慮して管理者が定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

２　国家公務員又は他の地方公共団体の職員であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の管理者が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する事業所等に通勤することが通勤距離等を考慮して管理者が定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（任用の事情等を考慮して管理者が定める職員に限る。）その他前項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして管理者が定める職員には、前項の規定に準じて単身赴任手当を支給する。

３　前２項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、管理者が別で定める。

第14条中「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加える。

附　則

この条例は、令和６年４月１日から施行する。

議案第２５号

議決事項の一部変更について（名護市新設廃棄物処理施設建設工事請負契約について）

第２０６回名護市議会定例会において議決された議案第１４号（名護市新設廃棄物処理施設建設工事請負契約について）の一部を次のとおり変更したいので、議会の議決を求めます。

１　議決契約金額　　8,635,000,000円
２　変更契約金額　　9,078,822,500円

令和６年３月１８日提出

名護市長　渡具知　武豊

提案理由
議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和47年条例第15号）第２条の規定により、本案を提出します。